令和3年12月23日開会

第734回むつ市教育委員会

議案等関係書類

< 目 次 >

議案第1号 むつ市教育委員会事務局職員等のテレワークに関する規程の一部を改 正する訓令 (総務課)

< 事務局からの報告事項 >

報告第1号 第250回むつ市議会定例会報告 (総務課)

報告第2号 財産の取得に係る計画の変更について (図書館)

< その他 >

議案第1号

むつ市教育委員会事務局等職員のテレワークに関する規程の一部を改正す る訓令について

むつ市教育委員会事務局等職員のテレワークに関する規程の一部を改正する訓令 について、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第2号の規定により教育委員会の 議決を求める。

令和3年12月23日提出

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

提案理由

テレワーク制度を本格運用するにあたり、制度利用に係る該当要件を定めたことにより、当初の趣旨と齟齬が生じたことからこれを改正するためのものである。

むつ市教育委員会事務局職員等のテレワークに関する規程の一部を改正する訓令

令和 年 月 日公表 教育委員会訓令甲第 号

むつ市教育委員会事務局職員等のテレワークに関する規程(令和3年むつ市教育委員会訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「を図るために」を「及び業務の効率化並びに新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に」に改める。

附則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

報告第1号

むつ市議会第250回定例会報告 11月24日(水)~12月17日(金)

1. 一般質問 12月2日(木)~12月6日(月)

質問者 18番 原田 敏 匡 議員

質問事項:学校規模適正化について

- (1) 小・中学校の統廃合について
- (2) むつ中学校及び第一田名部小学校の学区について

【答弁概略】

平成27年1月27日に文部科学省から示された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」によると、複式学級の解消や通学距離・時間等を基本として、地域の事情等も踏まえながら学校の適正規模、適正配置を検討するべきであるとされております。

むつ中学校ブロックを含む他の中学校ブロックにおいても、児童生徒数の減少は 進んでおりますが、地域の事情や通学距離への配慮等を考慮し、現時点において、 すぐさま学区の見直しが必要な状況にあるとは理解しておりません。

しかしながら、今後、さらなる児童生徒数の減少が進み、学校活動に影響が出るような状況となる場合には、むつ市通学区域審議会等により、具体的に審議していくこととなります。

質問者 15番 佐藤 広政 議員

質問事項:青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画について

- (1) 成案を受けての市長、教育長の所感をお伺いしたい
- (2) 教育現場の受け止めは
- GIGAスクール構想について
- (1) 現時点での問題点等は
- (2) 教育現場で今後どのようにICT化を進めていくのか

【答弁概略】

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画について

(1) 成案を受けての市長、教育長の所感をお伺いしたい

成案を受けての私の所感についてでありますが、3月に当地域についての4つの案が示されてから、その後具体的な相互比較もなく、7月7日に大湊高校とむつ工業高校を統合する案が示され、その後3回開催された地区懇談会においても私を含めて多くの参加者からの様々な意見や質問があったにもかかわらず、1つに絞った経緯についての説明がなされておりません。

このような状況のまま4か月が経過し、現時点においては、最終的に決定された成案が子どもたちの未来への制約となってしまうことを強く懸念しておりま

す。

今後は、青森県教育委員会に対し、承認された計画の具体的な教育課程等の協議等の場を早急に設置していただくよう強く要望する等、子どもたちの可能性を最大限保障するため、全力を尽くしてまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

今回の統合案では、令和9年度に入学する生徒から統合校で学ぶことになり、 現在の小学校4学年の児童がその対象となります。

統合校の学科構成の検討や新校舎の建設等を考えますと、今後のスケジュール といたしましてはそれほど余裕があるとは言えない状況にあります。

青森県教育委員会では、具体的な学校のあり方等は今後設置される開設準備委員会で協議するとしており、現時点では残念ながら目指すビジョンが見えないと感じております。

他の地域での開設準備委員会では、当該地区の教育長も委員となっているのが 通例のようでありますので、当地区における新設校の開設準備委員会が設置され、 私も委員となるのであれば、その場において発言させていただきたいと考えてお ります。

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画について

(2) 教育現場の受け止めは

今回の計画決定を受け、市内の小中学校の先生方からは、どのような方向に進むことになっても子どもたちのために最善を尽くして指導していくつもりであるとの意見をいただいております。

むつ市教育委員会といたしましては、子どもたちの未来のためによりよい教育 改革となるよう青森県教育委員会に対し強く求めてまいりたいと考えておりま す。

GIGAスクール構想について

(1) 現時点での問題点等は

現在教育委員会において認識している課題といたしましては、研修の実施及び その内容についてが挙げられます。

昨年度の冬季休業中に引き続き、本年度も夏季休業中に各学校の教職員に対し、 2回のタブレットの操作研修を実施いたしましたが、開催日程の都合もあり、全 ての教職員の方々が受講できたわけではありません。

また、その内容についても、授業におけるICTの効果的な活用についてより 一層充実を図る必要があると考えられます。

さらに、現在市内全ての学校において普通教室及び特別支援教室にはネットワーク環境が整備されておりますが、理科室等の特別教室や体育館等では未整備となっていることから、タブレットでの動画等を活用した授業ができないという意見も教育現場から寄せられております。

(2) 教育現場で今後どのようにICT化を進めていくのか

子どもたちにタブレット端末が配備され、教員には、デジタル教科書を含めた、授業におけるICTの活用がこれまで以上に求められております。教員によるICTの効果的な活用は、学習内容を分かりやすく説明することや、児童生徒が授業への興味関心を高めたりすること等につながり、これらによって指導の効果をより一層高められるようしていくことが大切であると考えております。

教育委員会といたしましては、今後も研修会を開催する等、教員の指導力向上に努めるとともに、効果的な活用事例を紹介すること等により、各校の実践を支援し、教育現場のICT化に対応していきたいと考えております。

質問者 5番 野 中 貴 健 議員

質問事項:教育行政について

- (1) 中学校の校則と小学校の規則との違いは何か
- (2) むつ市子ども夢育成基金について
- (3) 学校とスポーツ少年団の関係で現在抱えている問題点は

【答弁概略】

(1) 中学校の校則と小学校の規則との違いは何か

中学校の校則と小学校の規則との違いについてでありますが、校則と規則に大きな違いはなく、どちらも児童生徒が健全な学校生活を営み、より良く成長していくための行動の指針として、学校において児童生徒が遵守すべき学習上・生活上の約束について校長が定めるものであります。

小学校では、学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のより良い人間関係を醸成し、誰もが安心・安全な学校生活を送ることができるよう定めております。

中学校では、さらに心身の発達段階や特性、学校や地域の実態を考慮し、社会性の育成や将来の自立のために必要とされる事柄について、定められております。

(2) むつ市子ども夢育成基金について

むつ市子ども夢育成基金についてでありますが、現在、スポーツ活動については、青森県を範囲とする大会を経て参加資格を得、公益財団法人日本スポーツ協会や中体連、スポーツ少年団等またはその下部組織が主催する全国大会や東北大会への出場に係る経費の2分の1を補助しております。

また、文化活動については、吹奏楽や合唱のほか、ピアノや伝統芸能、囲碁・ 将棋など、学校内外を問わず児童生徒の教育活動と認められる東北大会や全国大 会に参加する場合、補助の対象となっております。

(3) 学校とスポーツ少年団の関係で現在抱えている問題点は

学校とスポーツ少年団の関係で現在抱えている問題点についてでありますが、 施設・設備等に関する問い合わせのほか、学校行事の期日やスポーツ少年団の対 外試合の期日を把握することが難しいとの声が寄せられております。問い合わせ 等があった場合には、スポーツ少年団には市民スポーツ課を通じて、学校には教育委員会より内容を伝え、必要に応じて情報を提供するなどの対応にあたっております。

今後とも、児童生徒の健やかな成長という願いを共有しつつ、学校とスポーツ 少年団の連携が一層円滑に図られるよう努めてまいりたいと考えております。

質問者 4番 東 健 而 議員

質問事項:教育の諸課題について

- (1) 小中一貫校への移行時の所感について
- (2) 教育格差の問題について
- (3) 人口減少の課題について
- (4) 教育の平等性と機会均等について
- (5) 小中学校の教職員の定数と配置状況について
- (6) ICT活用による市内全域の教育の共有化について
- (7) オンライン授業とタブレット端末の持ち帰りについて

【答弁概略】

(1) 小中一貫校への移行時の所感について

小中一貫校への移行時の所感についてでありますが、学校教育には成長過程に 応じた指導が求められます。そのため入学前にどのような指導が行われてきたの か、卒業後にどのような力が求められるのかを知らなければ適切な指導を行うこ とはできません。

この意味において、当時から、小中学校が互いの指導と子ども達の成長過程を 間近に見ることができる小中一貫教育は大きな教育的価値を有するものであると 考えておりました。

川内小・中学校では、校舎一体型小中一貫教育へ移行する以前から、合同行事やPTA活動の連携に取り組んでいたこともあり、そして何よりも、異年齢集団活動等で共に学ぶ中で大きく成長する児童生徒の姿と心からの笑顔を力として、円滑かつ効果的な移行を果たすことができたことを嬉しく思っておりました。

一方で、課題としては、小学校6年生に最上級生としての自覚と成長をもたらす配慮、両校間の打合わせの時間確保や授業開始時刻等の設定に工夫が求められること等がございました。

次に、児童生徒が減少している状況の中で行われている教育の現状についてでありますが、小規模での教育は、児童生徒との距離が近いことから、寄り添った指導を心がけていく必要があるものと考えております。

(2) 教育格差の問題について

日常の授業においては、これまでと同様、教科書を使用した学習を基本としながら、学習する内容によっては、タブレット端末を用いて調べ学習をするなど、 児童生徒の学びが深まるように工夫して取り組んでおります。

タブレット端末の活用にあたっては、授業の初めから終わりまで時間いっぱい 使用するというものではなく、授業の中で指導の効果が高まると考えられる場面 において使用するものであります。

また、タブレット端末の使い方について、教員による支援のほか、子ども同士で教え合いながら学んでいます。児童生徒の習熟はたいへん速く、習熟の程度によって、学びに差が生じることはないものと考えております。

(3) 人口減少の課題について

今般の県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画において、青森県教育委員会は、地域の人口減少という要因を踏まえ、大湊高校とむつ工業高校の統合という決定に至りましたが、単純に児童生徒数の減少のみで考慮されるものではなく、子どもたちの未来と地域の住民の方々の想いが重要であると認識しておりますので、それを踏まえながら学校教育をどう維持していくか考える必要があると認識しております。

(4) 教育の平等性と機会均等について

現在むつ市では、9つの中学校ブロックによる小中一貫教育を推進し、小学校と中学校が連携した形での学校活動を継続していくこととしております。

市全体が同じ目的の下で学校教育を推進することで、在籍数の少ない学校においても、学習面や行事等に格差が生じないような教育活動の工夫と実践を図ってまいります。

(5) 小中学校の教職員の定数と配置状況について

市内の公立小中学校の県費負担教職員は、今年度当初において、加配等による 教職員を含め409名が市内の小中学校に配置されております。

また、現行の教職員配置基準等に基づいた推計によりますと、小中学校の通常学級数は、5年後の令和8年度には15学級の減、10年後の令和13年度には さらに14学級の減が見込まれております。

同様に、小中学校の県費負担教職員数は、児童生徒数及び学級数の減に伴い、 5年後の令和8年度には20名の減、10年後の令和13年度にはさらに22名 の減が見込まれております。

一方で、25年後の状況につきましては、現時点において、その時点で修学予定の児童生徒の出生数が把握できないことから、推計するに至っておりません。

(6) ICT活用による市内全域の教育の共有化について

市内の各小・中学校では、タブレット端末を使用した学習として、インターネットを活用した調べ学習のほか、タブレット上でクラス全員の考えを共有したり、発表場面で使用したりする等、効果的な活用に努めております。

また、全ての小・中学校で活用できる教材として、小学校には算数、中学校には英語のデジタル教材を配備し、児童生徒が自らの理解度に応じて問題練習に取り組むことができるよう、環境整備を図っております。

この教材は、学びの記録が自動で保存され、転学等で学校が変わっても、それまでの学びを継続することが可能となっております。

教育委員会では、市内全小・中学校でのデジタル教育を進めるにあたり、教員

が授業で活用できるように、研修会を開催する等指導力の向上及び教育の共有化に努めております。

(7) オンライン授業とタブレット端末の持ち帰りについて

当市におけるタブレット端末の使用については、今のところ学校内における授業での活用が中心となっております。

タブレット端末を持ち帰ってのオンライン授業や自宅学習につきましては、家庭の通信状況、破損や紛失等、さらには家庭での使用に伴うセキュリティ等の課題が考えられますほか、昨今では、教員の目の届かないところにおいて、配付されたタブレットによりSNS等でのトラブルが発生し、いじめ問題も新たに浮上しております。

したがいまして、これらの課題の解決方法等について検討の上、対応してまいりたいと考えております。

質問者 10番 村中 浩明 議員

質問事項:いじめ、不登校について

- (1) いじめ、不登校の状況について
- (2) むつ市いじめ防止宣言フォーラムについて
- (3) 今後の取組について

【答弁概略】

(1) いじめ、不登校の状況について

昨年度、病気や経済的理由を除き、年間30日以上欠席した市内の児童生徒数は75名で、令和元年度の63名と比較し12名増加しております。

また、いじめの認知件数は、昨年度29件となっており、令和元年度の56件と比較し27件減少しております。

(2) むつ市いじめ防止宣言フォーラムについて

本フォーラムは、いじめ根絶に向けた生徒会活動に対する理解を深めるとともに、児童生徒をいじめから守り、市民総がかりでいじめ防止に取り組むという意識の啓発を図ることを目的として、平成26年11月から開催しており、今年度で7回目の実施となりました。内容は、小・中学校の日常のいじめ防止の取組発表と児童生徒による話合いを基にした行動宣言の採択等となっております。

(3) 今後の取組について

教育委員会では、毎年11月を「いじめ防止啓発月間」と位置付け、いじめ防止宣言フォーラムの開催以外にも、いじめ防止に関する情報や学校での取組等を記載したリーフレットを作成し、小・中学校を通じて各家庭や関係機関等に配付することで、家庭や地域で話し合うきっかけにしていただいております。

また、各学校の生徒指導担当者が参加する会議においては、これまでもいじめ や不登校を含めた生徒指導上の諸問題に関して共通理解を図るとともに、むつ警 察署をはじめ関係機関からも情報提供いただいております。 これらの取組を今後も継続していきたいと考えております

質問者 1番 佐藤 武氏議員

質問事項:文化の香りがする街づくりについて

- (1) 歴史的有形文化財の保護について
- (2) 郷土作家の常設展示について

【答弁概略】

(1) 歴史的有形文化財の保護について

現在むつ市では、国指定重要文化財施設の改修工事や出土品の修繕補修を行っております。

このほか、埋蔵文化財発掘調査における出土品や民俗資料等約13,000点以上が文化財収蔵庫に保管されている状況です。

埋蔵文化財については、年間平均2件ほど行っている試掘調査により、今後も 考古資料が増えるものと考えておりますので、これらの整理を優先して行うとと もに、遺跡の保護、史跡整備等を目的とした学術調査も検討してまいりたいと考 えております。

(2) 郷土作家の常設展示について

常設展示するに当たっては、学芸員又は専門職員の配置、展示品の防犯、火災警備等課題を解決していくことが必要となっております。このため文化財収蔵庫の収蔵品を見ていただく機会として、出前講座や北の防人大湊弐番館で企画展を行っております。今後は、広く市民の皆様にむつ市の文化財を知っていただけるよう、常設展示場の在り方、文化財の公開の在り方等についても研究してまいります。

質問者 2番 工 藤 祥 子 議員

質問事項:「生理の貧困」対策について

(1) 県内でも生理用品を学校のトイレへの設置や無償配付が始まっているが、むつ市でも進めるべき

【答弁概略】

(1) 県内でも生理用品を学校のトイレへの設置や無償配付が始まっているが、むつ市でも進めるべき

昨今、経済的な理由などで生理用品を十分に入手できない子どもたちが見られ、 社会問題となっております。

当市において市内の中学校2年生を対象に実施したアンケートでは、生活必需品が入手できないものとして生理用品を上げている生徒はおりませんでした。

当市では、現在全ての学校の保健室において生理用品を常備しており、必要に応じ、配付する体制が整っております。

また、この体制は、学校が児童生徒の困難を把握し、早期に支援を行う上で重要な役割を担っております。

学校現場からも、現在の体制で特段支障があるという話は伺っておりませんので、教育委員会といたしましては、この運用を継続してまいりたいと考えております。

質問者 6番 佐 賀 英 生 議員

質問事項:海洋科学研究拠点施設について

(2) 今以上に海洋研究と海洋科学及び環境学習体験を盛り込むべきと 考える。

教育行政について

- (1) 中学校の武道必修化について
- (2) いじめの現状について
- (3) 不登校の現状について

【答弁概略】

海洋科学研究拠点施設について

(2) 今以上に海洋研究と海洋科学及び環境学習体験を盛り込むべきと考える。

私(教育長)といたしましても、三方を海に囲まれている自然豊かな下北の特色を活かし、海洋や環境に関する教育の充実が図られるよう、学校への支援を継続して参りたいと考えております。

学校現場におきましても、その重要性や必要性を認識し、率先して実施していただける学校があることに期待しております。

教育行政について

(1) 中学校の武道必修化について

武道必修化の効果についてでありますが、市内各中学校におきましては、柔道を選択し、授業を実施しております。授業においては学習指導要領に則り、柔道に関する知識及び技能の習得だけでなく、武道を通して相手を尊重することや、伝統的な行動の仕方、自己の責任を果たすことなどを大切にした指導がなされております。

学校では、道徳科や教育活動全体を通して、思いやりや相手を尊重する態度の 育成を図っているため、柔道による効果と限定することはできませんが、柔道の 授業では練習相手を思いやったり感謝し合ったりする姿が見られ、武道の目的に 沿った授業が行われているものと考えております。

次に、現在の柔道のまま進めていくのかについてでありますが、どの武道を選択するかは学校に委ねられております。

市内においては、これまでの教員の研修経験や各学校の畳の確保状況、各家庭が負担する用具の費用面等から、今後も柔道の授業が継続されていく可能性が高いものと認識しております。

(2) いじめの現状について

令和3年度におけるいじめの認知件数は10月末現在で小学校22件、中学校1件、合計23件となっております。内容といたしましては悪口を言われたり、ちょっかいを出されたりなど、軽微なものが多く、既に解消が確認された事案も含めて、継続した見守りが実施されており、これらの中に新型コロナウイルス感染症が影響した事案は報告されておりません。

(3) 不登校の現状について

令和3年度における不登校の状況は、10月末現在で病欠を含め30日以上の欠席がある児童生徒は、小学校で11名、中学校で54名となっており、これらの中に新型コロナウイルス感染症が影響した事案は、現在、報告されておりません。

教育委員会といたしましては、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、今後も引き続き各学校への支援を継続してまいりますので、御理解を 賜りたいと存じます。

2. 議案審議 12月8日(水)

教育委員会関係

議案第78号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例

⇒ 12月17日、原案可決

報告第2号

臨時代理した事項の報告について

臨時代理した財産の取得に係る計画の変更について、むつ市教育委員会事務委任 規則第3条第2項の規定により、教育委員会に報告する。

令和3年12月23日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

むつ市教育委員会臨時代理第10号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和3年11月22日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

財産の取得に係る計画の変更について

変更点

当初、移動図書館車は令和4年3月に納入される予定であったが、移動図書館車を製作するにあたり、新型コロナウイルス感染症の影響による輸入部品等の不足のため、土台となるトラックの入荷に遅延が生じ年度内の納入が困難となり、納期を延期することとなった。このため2千万円以上の財産取得となることからむつ市議会での議決が必要とされ、むつ市議会第250回定例会へ諮る予定である。

事業概要(前回議決時点から変更無し)

備品購入スケジュール(納入延期により変更)

変更前 令和4年3月 備品納入

変更後 令和4年5月 備品納入

予算(納入延期により変更)

変更前

人と本をつなげるまちづくり事業 23,753千円

内訳:公有自動車購入 23,568千円

: その他(旅費、諸経費等) 185千円

財源:コミュニティ助成事業助成金 10,000千円

(共生の地域づくり助成事業)

旧合併特例事業債 12,800千円

一般財源 953千円

第728回むつ市教育委員会にて報告

取得する財産 移動図書館車

契約の相手方 株式会社林田製作所

取得価格 23,042,690円

変更点:公用自動車購入と財源

変更後 公有自動車購入 23,043千円

(12月補正△525千円)

財源:旧合併特例事業債 19,300千円

一般財源 3,743千円